

のである。そこで、不法行為事件について、日本法の適用が認められるときには、原則として、同項の適用があるものと考えられる。

② 国際裁判管轄

不法行為に関する訴えの国際裁判管轄については、民訴法第3条の2の規定が適用されるほか、同法第3条の3第8号の規定も適用される。同規定によれば、不法行為地が日本国内にあるときは、我が国の裁判所に国際裁判管轄が認められる。不法行為地とは、不法行為の客観的要件の発生した地を指し、加害行為が行われた地（加害行為地）、結果が発生した地（結果発生地）のいずれもが不法行為地であり、これらが異なるときは、いずれも不法行為地となる。

したがって、不法行為地との関係では、プロバイダ等が作為義務を怠った国が加害行為地であるから、当該違法な情報を削除する操作を日本国内から行い得たときには我が国の裁判所に国際裁判管轄が認められると解されるが、通常は被告の住所地等と一致するケースが多いと考えられる。他方、違法な情報が放置されたことによる被害が生じた国が結果発生地となるから、違法な情報が放置されたことによる被害が日本国内で生じたと認められる場合には、我が国の裁判所に国際裁判管轄が認められることになる。

(2) プロバイダ等が情報を削除した場合の責任の制限（第3条第2項関係）

発信者が自己の情報を削除したプロバイダ等を提訴する場合、当該プロバイダ等と契約関係にある場合には、原則として契約責任の問題となり、当該プロバイダ等と契約関係がない場合には、原則として不法行為責任の問題となると考えられる。そこで、それぞれの場合の準拠法及び国際裁判管轄について検討する。

A 契約責任が問題となる場合

① 準拠法

契約の準拠法については、当事者が当該契約の当時に選択した地の法が準拠法となり（当事者自治の原則。通則法第7条）、当事者が準拠法を選択していない場合には、原則として最密接関係地法が準拠法となる（通則法第8条）、

したがって、契約上の責任追及をする場合については、原則として、プロバイダ等との契約で日本法を準拠法とする旨規定されている場合、又は契約に規定がなく、最密接関係地が日本と認められる場合に、日本法の適用があると考えられる。

② 国際裁判管轄

契約上の債務の不履行による損害賠償の請求を目的とする訴えについては、民訴法第3条の2の規定が適用されるほか、同法第3条の3第1号の規定も適用される。同規定によれば、(ア) 契約において定められた当該債務の履行地が日本国内にあるとき、又は(イ) 契約において選択された地の法によれば当該債務の履行地が日本国内にあるときは、我が国の裁判所に国際裁判管轄が認められる。また、プロバイダ等との契約が消費者契約に該当する場合には、消費者から事業者に対する訴えは、訴えの提起の時又は消費者契約の締結の時における消費者の住所が日本国内にあるときは、我が国の裁判所に